

感染症法の対象となる感染症の定義・対応等

【令和8年4月6日施行】

	疾病名等	届出		主な対応・措置	医療機関の種類	医療費負担
		対象 （『届出のための基準』に基づく）	時期			
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	・疑われる者	直ちに	厚生労働大臣の指導・助言を得て、都道府県知事が個別に応急対応	特定感染症指定医療機関	医療保険不適用 （全額公費負担）
1類感染症	・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱	・患者 ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者	直ちに	・原則入院 ・特定業種への就業制限 ・消毒等の対物措置 ・例外的に建物への措置、通行制限等の措置も適応対象	第1種感染症指定医療機関	医療保険適用 残額を公費負担 （自己負担なし）
2類感染症	・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1) ・鳥インフルエンザ(H7N9)	・患者 ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者(急性灰白髄炎、ジフテリアを除く。)	直ちに	・状況に応じて入院 ・特定業種への就業制限 ・消毒等の対物措置	第2種感染症指定医療機関(注)	医療保険適用 残額を公費負担 （自己負担なし）
				結核適正医療	結核指定医療機関	医療保険適用 一部公費負担あり （自己負担あり）
3類感染症	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス	・患者 ・無症状病原体保有者	直ちに	・消毒等の対物措置 ・特定業種への就業制限	特に規定なし （一般の医療機関）	医療保険適用 （公費負担なし） （自己負担あり）
4類感染症	44疾病（別記参照） E型肝炎、レジオネラ症など	・患者 ・無症状病原体保有者	直ちに	動物の措置を含む消毒等の対物措置		
5類感染症	【全数把握】 25疾病（別記参照） （※1）侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんは直ちに届出	・患者 ・無症状病原体保有者 （後天性免疫不全症候群、梅毒のみ）	7日以内	・発生動向の調査 ・状況により疫学調査を実施		
	【定点把握】 25疾病（別記参照） その他疑似症 届出医療機関として県知事より指定された医療機関のみ報告する。	・患者	別表参照	発生動向の調査		
新型インフルエンザ等感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ（※2） ・新型コロナウイルス感染症 ・再興型コロナウイルス感染症	・患者 ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者	直ちに	・原則入院 ・特定業種への就業制限 ・消毒等の対物措置 ・例外的に建物への措置、通行制限等の措置も適応対象	・特定感染症指定医療機関 ・第1種感染症指定医療機関 ・第2種感染症指定医療機関	医療保険適用 残額を公費負担 （自己負担なし）
				（まん延期はこの限りでない。）		
指定感染症	（該当なし） 既知の感染症の中で上記1～3類に分類されない感染症において1～3類に準じた対応の必要が生じた感染症	1～3類感染症に準じた対応			1～3類感染症に準じた措置	

（注）2類感染症（結核を除く）患者等は、感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関、結核患者等は、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関に入院する。

※1：5類感染症のうち、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんは「直ちに届出」

※2：COVID-19を除く新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症

感染症法における感染症の分類（類別・50音順）

番号	類別	疾病名	届出の要否			届出方法			
			患者	疑似症 (※1)	無症状 病原体 保有者	定点種別	時期	様式 (※2)	
1	1類	エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに	様式1-1	
2		クリミア・コンゴ出血熱						様式1-2	
3		痘そう						様式1-3	
4		南米出血熱						様式1-4	
5		ペスト						様式1-5	
6		マールブルグ病						様式1-6	
7		ラッサ熱						様式1-7	
8	2類	急性灰白髄炎	○	×	○	全数	直ちに	様式2-1	
9		結核		○				様式2-2	
10		ジフテリア		×				様式2-3	
11		重症急性呼吸器症候群(SARS) (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)		○				○	様式2-4
12		中東呼吸器症候群(MERS) (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)		○				○	様式2-5
13		鳥インフルエンザ(H5N1)		○				○	様式2-6
14		鳥インフルエンザ(H7N9)		○				○	様式2-7
15	3類	コレラ	○	×	○	全数	直ちに	様式3-1	
16		細菌性赤痢						様式3-2	
17		腸管出血性大腸菌感染症						様式3-3	
18		腸チフス						様式3-4	
19	パラチフス		様式3-5						
20	4類	E型肝炎	○	×	○	全数	直ちに	様式4-1	
21		ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む。)						様式4-2	
22		A型肝炎						様式4-3	
23		エキノコックス症						様式4-4	
24		エムボックス						様式4-5	
25		黄熱						様式4-6	
26		オウム病						様式4-7	
27		オムスク出血熱						様式4-8	
28		回帰熱						様式4-9	
29		キャサヌル森林病						様式4-10	
30		Q熱						様式4-11	
31		狂犬病						様式4-12	
32		コクシジオイデス症						様式4-13	
33		ジカウイルス感染症						様式4-14	
34		重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフルボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)						様式4-15	
35		腎症候性出血熱(HFRS)						様式4-16	
36		西部ウマ脳炎						様式4-17	
37		ダニ媒介脳炎						様式4-18	
38		炭疽						様式4-19	
39		チクングニア熱						様式4-20	
40		つつが虫病						様式4-21	
41		デング熱						様式4-22	
42		東部ウマ脳炎						様式4-23	
43		鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)						様式4-24	
44		ニパウイルス感染症						様式4-25	
45		日本紅斑熱						様式4-26	
46		日本脳炎						様式4-27	
47		ハンタウイルス肺症候群						様式4-28	
48		Bウイルス病						様式4-29	
49		鼻疽						様式4-30	
50		ブルセラ症						様式4-31	
51		ベネズエラウマ脳炎						様式4-32	
52		ヘンドラウイルス感染症						様式4-33	
53		発しんチフス						様式4-34	
54		ボツリヌス症						様式4-35	
55		マラリア						様式4-36	
56		野兔病						様式4-37	
57		ライム病						様式4-38	
58		リッサウイルス感染症						様式4-39	
59		リフトバレー熱						様式4-40	
60		類鼻疽						様式4-41	
61		レジオネラ症						様式4-42	
62		レプトスピラ症						様式4-43	
63	ロッキー山紅斑熱	様式4-44							

番号	類別	疾病名	届出の要否			届出方法		
			患者	疑似症 (※1)	無症状 病原体 保有者	定点種別	時期	様式 (※2)
64	5類 (全数)	アメーバ赤痢	○	×	×	全数	7日以内	様式5-1
65		ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）			×	全数	7日以内	様式5-2
66		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-3
67		急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）			×	全数	7日以内	様式5-4
68		急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、タニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ヘネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）			×	全数	7日以内	様式5-5
69		クリプトスポリジウム症			×	全数	7日以内	様式5-6
70		クロイツフェルト・ヤコブ病			×	全数	7日以内	様式5-7
71		劇症型溶血性レンサ球菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-8
72		後天性免疫不全症候群			○	全数	7日以内	様式5-9
73		ジアルジア症			×	全数	7日以内	様式5-10
74		侵襲性インフルエンザ菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-11
75		侵襲性髄膜炎菌感染症			×	全数	直ちに	様式5-12
76		侵襲性肺炎球菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-13
77		水痘（患者が入院を要すると認められたものに限る。）			×	全数	7日以内	様式5-14
78		先天性風しん症候群			×	全数	7日以内	様式5-15
79		多剤耐性緑膿菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-16
80		梅毒			○	全数	7日以内	様式5-17
81		播種性クリプトコックス症			×	全数	7日以内	様式5-18
82		破傷風			×	全数	7日以内	様式5-19
83		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-20
84		バンコマイシン耐性腸球菌感染症			×	全数	7日以内	様式5-21
85		百日咳			×	全数	7日以内	様式5-22
86		風しん			×	全数	直ちに	様式5-23
87		麻しん			×	全数	直ちに	様式5-24
88		薬剤耐性アシネトバクター感染症			×	全数	7日以内	様式5-25
89		RSウイルス感染症			×	小児科定点	次の月曜	様式6-1
90		咽頭結膜熱			×	小児科定点	次の月曜	様式6-1
91		インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）			×	急性呼吸器 感染症定点	次の月曜	様式6-2
92		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎			×	小児科定点	次の月曜	様式6-1
93		感染性胃腸炎			×	小児科定点	次の月曜	様式6-1
94		急性呼吸器感染症			×	急性呼吸器 感染症定点	次の月曜	様式6-8
95		急性出血性結膜炎			×	眼科定点	次の月曜	様式6-3
96		クラミジア肺炎（オウム病を除く。）			×	基幹定点	次の月曜	様式6-5
97		細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合は除く。）			×	基幹定点	次の月曜	様式6-5
98	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	×	急性呼吸器 感染症定点	次の月曜	様式6-2			
99	水痘	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
100	性器クラミジア感染症	×	STD定点	翌月初日	様式6-4			
101	性器ヘルペスウイルス感染症	×	STD定点	翌月初日	様式6-4			
102	尖圭コンジローマ	×	STD定点	翌月初日	様式6-4			
103	手足口病	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
104	伝染性紅斑	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
105	突発性発しん	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
106	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	×	基幹定点	翌月初日	様式6-6			
107	ヘルパンギーナ	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
108	マイコプラズマ肺炎	×	基幹定点	次の月曜	様式6-5			
109	無菌性髄膜炎	×	基幹定点	次の月曜	様式6-5			
110	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	×	基幹定点	翌月初日	様式6-6			
111	流行性角結膜炎	×	眼科定点	次の月曜	様式6-3			
112	流行性耳下腺炎	×	小児科定点	次の月曜	様式6-1			
113	淋菌感染症	×	STD定点	翌月初日	様式6-4			
114	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに		
115	再興型インフルエンザ							
116	新型コロナウイルス感染症							
117	再興型新型コロナウイルス感染症							
118	疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。）	○	○	×	疑似症定点	直ちに	様式6-7	

※1：疑似症患者とは、明らかに当該感染症の症状を有しているが、病原体診断の結果が未定のものを指す。

※2：医学的基準及び届出様式は、厚生労働省「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等」による。

【令和8年4月6日施行】

◆5類感染症の内訳(全数把握/定点把握)◆

【R8年4月6日施行】

【全数把握の対象疾病】

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(患者が入院を要すると認められたものに限る。)、先天性風しん症候群、多剤耐性緑膿菌感染症、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症

【定点把握の対象疾病】

(小児科定点:10疾病)・RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎
(急性呼吸器感染症定点:3疾病)・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く。)
新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス
(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。
急性呼吸器感染症
(眼科定点:2疾病)・急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎
(性感染症定点:4疾病)・性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症
(基幹定点:7疾病)・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(疑似症定点)・発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状、又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

◆届出対象疾病を診断した時は◆

1. 届出方法(手順)

■1類~4類、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しん、新型インフルエンザ等感染症 《診断後直ちに》

手順 ①下記連絡先に**必ず電話連絡**してください。

※結核の場合は、**直ちに**、患者の居住地を管轄する保健所に連絡し届け出ます。

②患者発生届に、個人情報**以外**の項目を記入し、下記連絡先までFAXでお送りください。

③FAX送付の後、患者個人情報の欄も全て記入し、発生届を郵送してください。

※患者には診断内容と届出対象疾病である旨を説明し、二次感染防止の対策を講じてください。

※患者の連絡先・連絡方法を確保しておいてください。

■5類(全数把握の疾病) 《診断後7日以内》 ※侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんは直ちに届出届出票に記入し、下記連絡先に郵送してください。

〔※麻しん、風しんは、まず下記連絡先に連絡してください。〕

患者には診断内容と届出対象疾病である旨を説明し、二次感染防止の対策を講じてください。

患者の連絡先・連絡方法を確保しておいてください。〕

■5類(定点把握の疾病)

知事の指定を受けている医療機関以外は報告する必要はありません。

届出方法には、FAX・郵送以外にオンラインによる入力が可能となっています。

オンライン入力を希望される医療機関は、利用に必要なアカウントを発行しますので、

下記連絡先まで連絡してください。

2. 各疾病の届出の基準と届出票

対象疾病や届出の基準などは、随時改正されますので、ご注意ください。

保健所にお電話いただくか、厚生労働省または愛媛県のホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

愛媛県ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/site/kanjyo/>

3. 連絡先

〒790-0813 松山市萱町6丁目30番地5

松山市保健所 保健予防課 感染症対策担当

TEL:911-1815 / FAX:923-6062

夜間・土・日・祝日(直ちに届出の場合) TEL:911-1800(代)